

別表

事業区分	対象事業	事業対象区域	事業主体	上乗せ補助率	市単独補助率	備考(対象事業例)	
市費単独補助	①地場生産型施設整備事業	農業振興地域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の農業生産振興対策に寄与する生産者であつて、本市が認める農業者又は農業者団体及び特定法人貸付事業に係る企業など 市長が適当と認めた組織 		50/100以内	市費単費補助事業 ①地場生産型施設整備 ・ビニールハウスの導入 ・雨よけハウスの導入 ・集出荷貯蔵施設整備 ・野菜選別、収穫機導入 ②有害鳥獣対策事業 ・電気柵の設置等 ③環境保全型機械施設整備施設事業 ・堆肥切り返し機及び散布機の導入 ・選定枝破砕機の導入 ④地区活性化推進事業 ・ソフト事業(研修会・地区活性化計画策定経費等) ・加工施設整備 ・直売所整備 ⑤土地基盤整備事業 ・農道、農道橋の新設改良工事 ・用排水施設の新設改良工事 ・農地造成及び水田転換事業 ・災害防止事業 ・災害復旧に係る設計(調査・測量試験)で市長が認めたもの 市費上乗せ補助事業 国費、道費補助事業のうち、土地改良事業及び農地並びに農業用施設の災害復旧、その他市長が適当と認めた事業については、市費の上乗せ補助ができるものとする。 ◎その他市長が適当と認めた事業	
	②有害鳥獣対策事業				50/100以内		
	③環境保全型機械施設整備事業				50/100以内		
	④地区活性化推進事業				50/100以内		
	市費単独補助	農道の新設改良事業		農用地区域			50/100以内
					農道橋の新設改良事業		50/100以内
		土地基盤整備事業		農業振興地域	用排水施設の新設改良事業		50/100以内
					農地造成事業		50/100以内
					水田転換事業		50/100以内
					災害防災事業		65/100以内
農地及び農業用施設の災害復旧	※1	100/100以内					
	※2	80/100以内					
市費上乗せ補助	土地改良事業	原則として農用地区域。非農用地区域は補助事業終了後に農用地に編入する際は可能。	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合 その他の団体 	50/100以内	50/100以内		
						農地及び農業用施設の災害復旧	100/100以内
	その他市長が適当と認めた事業	※1	農用地区域		50/100以内	50/100以内	
		※2					50/100以内

※1 災害普及に係る設計(調査、測量、試験)で市長が認めたもの。 ※2 左記以外の事業。

◎事業区分の市費単独事業とは、国費・道費補助事業に該当しない事業に対する補助であつて、当該事業費に上乗せ補助率を乗じて得た額を交付するものとする。

◎事業区分の市費上乗せ補助とは、国費及び道費補助事業のうち、対象事業に対する補助であつて、当該事業費から国費及び道費補助率を差し引いた残額に補助率を乗じて得た額を交付するものとする。